

<平成19年度契約書より関係条項抜粋>

(機密の保持等)

第27条 甲及び乙は、委託事業に関して相手方から資料、電磁的記録媒体その他有形な媒体により提供又は電子メール等電子的に提供された技術上、営業その他業務上情報であって、相手方が秘密である旨を表示したもの（以下「機密情報」という。）について、善良なる管理者の注意義務をもってその機密を保持するものとし、委託事業の実施に従事する者に使用させている場合を除き、機密情報を第三者に漏らしてはならない。なお、委託事業の実施により得られた調査結果については、乙は機密情報として取り扱うものとする。

2 前項にかかわらず、委託事業の実施に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は機密情報に含まれないものとする。

- (1) すでに公知のもの又は自己の責に帰することのできない事由により公知となったもの
- (2) 既に保有しているもの
- (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
- (4) 相手方から書面により開示を承諾されたもの
- (5) 機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの

3 甲及び乙は、機密情報を委託事業遂行の目的の範囲外で転写し、又は、第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

4 甲及び乙は、相手方が正当な理由なくして前各項に規定する条項に違反したときは、当該相手方に対し損害賠償を請求できるものとする。

5 甲及び乙は、甲又は乙若しくは乙の再委託先の責めに帰すべき機密情報の漏えい又は不正使用があった場合は、これにより生じた一切の損害について、賠償の責めを負うものとする。

(個人情報の取扱い)

第28条 乙は、委託事業の遂行によって知り得た個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第2項に定める「個人情報」をいう。以下同じ）について、本契約の目的の範囲内で使用するものとし、第三者に提供、開示、漏洩又は他の目的に利用してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、委託事業に従事する乙の職員との間において、前項の義務を遵守するための秘密保持誓約書を締結する等、秘密保持について必要となる措置をとるほか、次に定める個人情報の管理に必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を入力・閲覧・出力できる作業担当者及びコンピューター端末を限定する。
- (2) 個人情報の保管場所は、入退室管理を適切に実施している物理的に保護された室内とする。
- (3) 紙媒体・電子データを問わず、委託を受けた個人情報については、厳重な保管管理を実施する。
- (4) 個人情報の返却にあたっては、書面をもってこれを確認する。
- (5) 不要となった個人情報は、再生不可能な状態に完全消去する。

3 甲は、前各号に定める措置のほか、個人情報の適切な取扱いのために必要と考えられる措置を求めることができる。乙は、これに誠実に対応するものとする。

4 甲は、個人情報の管理に必要な措置の履行状況を確認するため、個人情報の管理のために講じる措置を記載した資料その他の必要な資料の提出を求めることができる。

5 乙は、委託事業の一部を再委託する等、他の業者等に関与させる場合は、再委託先に、前4項に定める秘密保持義務と同等の義務を負わせなければならない。

6 乙は、委託事業により知り得た個人情報について、委託事業遂行の目的の範囲を超えて複製・複写又は改変が必要な場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。

7 乙は、本契約の終了後、業務の過程において取得又は作成された個人情報の一切について、甲の指示に従い甲に返却又は消去・破棄する等適切な措置を講じることにより機密を保持するとともに

に、消去・破棄する場合は、その旨を書面で甲に報告するものとする。

- 8 乙は、委託事業を行うために乙自らが個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。
- 9 甲は、乙が正当な理由なくして前各項に規定する条項に違反したときは、本契約を解除することができる。この場合において、甲は乙に対し損害賠償を請求できるものとする。
- 10 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき個人情報の漏洩又は不正使用があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うものとする。
- 11 甲は、委託事業に従事し、又は従事していた者について、委託事業の遂行における個人情報の取扱いに関し、犯罪行為に該当する事実があったと認めるときは、その事実を速やかに告発するものとする。

(その他の事項)

第34条 乙は、委託事業を受託する事実又は受託によって知り得た学校等に関する情報を利用して取引を誘引することにより、委託事業の中立性及び信頼性を損なってはならない。

- 2 甲は、乙の行為が前項の規定に反するおそれがあるものと判断してその理由を明らかにしたときには、乙に対して報告を求めるものとする。
- 3 甲は、乙からの報告の結果を受けて、乙と協議の上、必要な措置を求めるものとする。乙は、甲からの求めがあった場合には、相当な期間内に適切な対応をとるものとし、乙がこれに違反した場合には、甲はその事実を公表することができる。
- 4 甲は、乙が保有するシステム等を委託事業の適正な遂行の観点から利用する場合は、乙の定める利用運用規則等に基づいた利用料を支払うものとする。なお、乙は委託事業の遂行に支障がないよう、自らの費用と責任において、必要に応じて改良・改修等を加えてシステム等を準備し、利用に供するものとする。
- 5 乙は、この契約に定める事項のほか、委託事業の実施に必要な事務手続きの詳細については甲が乙と協議の上定める規定に従わなければならない。
- 6 この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項について生じた疑義については、甲、乙協議して解決するものとする。

甲：文部科学省、乙：株式会社ベネッセコーポレーション又は株式会社エヌ・ティ・ティ・データ